

自立支援医療費（精神通院医療）について

自己負担割合が《 1 割 》まで軽減されます。

（世帯の所得状況により 1 ヶ月あたりの上限額が設定されます。）

◆対象者は？

精神疾患により、定期的な通院による治療を続ける必要がある方が対象です。
症状がほとんど消失している方であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院治療を続ける必要がある場合にも、対象となります。

◆負担軽減の対象となる医療の範囲は？

精神疾患・精神障害（発達障害を含む。）や、精神障害のために生じた病態（てんかんを含む。）に対して、病院または診療所に入院しないで行われる医療が対象です。

※外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護等が含まれます。

※精神障害のために生じた病態とは、精神障害の症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態のことです。

◆どの医療機関で利用できるの？

この制度が利用できるのは、「指定自立支援医療機関（精神通院）」に登録されている病院・診療所・薬局・訪問看護事業所に限られます。（滋賀県内の指定自立支援医療機関は、滋賀県のホームページにて確認できます。）

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302867/104021.html>



指定自立支援医療機関はコチラ

◆どうすれば利用できるの？

申請は、お住まいの市町の担当窓口で、必要書類等（申請書、診断書、被保険者証など）の提出・持参が必要となります。

申請者は、ご本人（18 歳未満の場合は保護者）です。

認定された場合は、原則、申請の受付日から適用し、「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」を交付します。申請から交付までは概ね 2 ヶ月程度かかります。

なお、この受給者証の有効期間は 1 年間です。更新の手続きは有効期限が切れる 3 ヶ月前から可能です。

！注意点！ 次のような医療は対象外となります！

- ×受給者証に記載された指定医療機関、指定薬局以外での医療、投薬
- ×入院治療
- ×精神疾患・精神障害と関係のない疾患
- ×公的医療保険の対象とならない治療、投薬など

◆1ヶ月あたりの自己負担上限額

世帯の所得区分		月額負担上限額
生活保護世帯		0円
市町村民税非課税世帯	受診者の収入が年間80万円以下	2,500円
	受診者の収入が年間80万円を超える	5,000円
市町村民税課税世帯 (「重度かつ継続」認定者)	市町村民税所得割課税額が33,000円未満	5,000円
	市町村民税所得割課税額が33,000円以上235,000円未満	10,000円
	市町村民税所得割課税額が235,000円以上	20,000円
市町村民税課税世帯 (「重度かつ継続」非該当者)	市町村民税所得割課税額が235,000円未満	医療費の1割

- 自立支援医療の世帯は、受診者の同一医療保険加入者が世帯単位となります。
- 収入は障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めたものになります。申請の際には金額のわかる通帳等をお持ちになってください。
- 市町村民税の課税額（所得割）が23万5千円以上の世帯で、「重度かつ継続」に該当される方は、令和6年3月31日までの経過的特例となっております。

◆マイナンバーについて

- 精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療費（精神通院医療）の申請時は、申請書等にマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申請書等を提出する際には、本人確認が必要です。手続きの際に、マイナンバーのわかるもの（個人番号カード・通知カード等）と、障害者手帳・運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。
詳しくは滋賀県立精神保健福祉センター、お住まいの市町担当窓口へお問い合わせください。

滋賀県立精神保健福祉センター 077-567-5028

大津地域 大津市障害福祉課 077-528-2745

南部地域 草津市障害福祉課 077-561-6972

栗東市障がい福祉課 077-551-0113

甲賀地域 甲賀市障がい福祉課 0748-69-2162

東近江地域 近江八幡市障がい福祉課 0748-31-3711

日野町福祉保健課 0748-52-6573

湖東地域 彦根市障害福祉課 0749-27-9981

豊郷町保健福祉課 0749-35-8116

多賀町福祉保健課 0749-48-8115

湖北地域 長浜市しょうがい福祉課 0749-65-6372

高島地域 高島市障がい福祉課 0740-25-8516

守山市障害福祉課 077-582-1168

野洲市障がい福祉課 077-587-6087

湖南市障がい福祉課 0748-71-2364

東近江市障害福祉課 0748-24-5640

竜王町自立支援課 0748-58-5323

愛荘町福祉課 0749-42-7691

甲良町保健福祉課 0749-38-5151

米原市障がい福祉課 0749-53-5123